

個人識別符号に関する政令の方向性について

1. 趣旨・背景等

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」によって改正された「個人情報の保護に関する法律」（平成十五年法第五十七号）（以下「法」という。）の定義規定において、新たに「個人識別符号」を設け（法第二条第二項）、これが含まれる情報が「個人情報」として（法第二条第一項第二号）。

このような定義を設けた背景には、現行法第二条第一項が保護対象を「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とすることについて、情報通信技術の進展もあいまって、法の規制対象とされる個人情報取扱事業者（現行法第二条第三項）又は本人（同条第六項）から、具体的にどのような情報が個人情報であるかが解釈に委ねられるところが大いとして、その該当性判断をためらうという問題が指摘されていたことにある。「個人識別符号」の定義を設ける趣旨は、これに係る政令を定めることとし、これによって個人情報に該当するか否かを客観的に判断できるようにするとともに、保護対象の明確化を図ることにある。

2. 方向性

(1) 政令における規定について

法第二条第二項の政令を定めるに当たっては、個人識別符号を設ける趣旨に鑑み、個別具体的な対象を規定するとともに、規定することによって対象がかえって不明確となり得るものについては個人情報保護委員会規則又はガイドライン（告示）によって対応し、明確化を図ることとする。

第一号個人識別符号関係	
右のものを用いて作成するもの	DNA、指掌紋、顔、手の平・手の甲・指の静脈、歩容、声紋 など
第二号個人識別符号関係	
マイナンバー、医療保険の被保険者識別番号、介護保険の被保険者識別番号、雇用保険の被保険者識別番号、基礎年金番号、国家資格の登録番号、運転免許証番号、旅券番号、住民票コード など	

(2) ガイドライン・QAの記載事項について

ガイドライン・QAにおいては、特に内容が解釈によるところが大い第一号個人識別符号に係るものを明確化することとする。例えば、DNAの解析結果といったと

き、どのような情報が該当するのかを明らかとする。ただし、専門的な内容となるため、その記載の詳細さについては専門家の意見も踏まえたものとする。第二号個人識別符号については、政令及び個人情報保護委員会規則によって該当性が明らかとなるものであるから、基本的に特記事項はないものと考えられる。

(参考条文)

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【全面施行時】

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 (略)

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

以上